

## 函館市地域ケア会議推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48の規定に基づく地域ケア会議推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 地域ケア会議推進事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第3条 地域ケア会議推進事業の実施主体は、市とする。ただし、地域ケア会議推進事業の一部を、函館市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の設置者に委託することができる。

### (事業内容)

第4条 地域ケア会議推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 個別ケースを検討する地域ケア会議

関係者が、高齢者およびその家族が有する課題について、協働してその課題の解決に向けた支援内容の検討を行うほか、個別ケースの検討の積み重ねを通じた地域課題の把握を行う。

#### (2) 自立支援型地域ケア会議

介護支援専門員等が、リハビリテーション専門職および栄養士等の専門職と連携し、「身体的自立」に着目したケース検討を行うほか、それらのケースの検討の積み重ねを通じた地域課題の把握を行う。

#### (3) 地域課題を検討する地域ケア会議

地域住民、関係機関および関係団体等が、日常生活圏域の地域課題を共有するほか、協働してその課題の解決のための地域づくりや資源開発についての検討および取組を行う。

#### (4) 地域ケア全体会議

関係機関、関係団体および行政機関が、市全域に共通する地域課題を共有するほか、協働してその課題の解決のための資源開発や政策形成についての検討および取組を行う。

#### (5) ケアプラン検討事業

訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省告示第218号）に定める回数より多い回数となっている居宅介護サービス計画（ケアプラン）の検討および介護支援専門員への助言を行うほか、個別ケースの検討の積み重ねを通じた地域課題の把握を行う。

#### （事業の実施）

第5条 前条第1項第1号から第4号に掲げる会議は、以下のとおり実施するものとする。

##### (1) 個別ケースを検討する地域ケア会議

###### ア 会議の開催

地域包括支援センターが主催し、必要に応じ隨時開催する。

###### イ 会議が有する機能

(ア) 個別課題解決機能

(イ) ネットワーク構築機能

(ウ) 地域課題発見機能

###### ウ 会議の構成員

地域包括支援センターは、以下に掲げる関係者のうち、高齢者およびその家族が有する課題の解決に向けた支援内容の検討に必要と判断する者を選定し招集する。

(ア) 対象となる高齢者および家族等

(イ) 地域住民

(ウ) 民生児童委員、町会関係者および在宅福祉委員等の支援者

(エ) 介護支援専門員および介護サービス事業所の職員

(オ) 医療関係職員

(カ) 行政機関職員

(キ) その他必要と認める者

エ 個人情報の取り扱い

個別ケースを検討する地域ケア会議に伴う個人情報の取り扱いについては、別紙「地域ケア会議における個人情報の取り扱い基準」によるものとする。

(2) 自立支援型地域ケア会議

ア 会議の開催

地域包括支援センターと市が共催し、年6回開催する。

イ 会議が有する機能

(ア) 個別課題解決機能

(イ) 地域課題発見機能

ウ 会議の構成員

地域包括支援センターおよび市は、検討対象となるケースの提供者および助言者として以下に掲げる関係者を招集する。

(ア) 介護支援専門員および介護サービス事業所の職員等

(イ) 理学療法士

(ウ) 作業療法士

(エ) 管理栄養士

(オ) 保健師または看護師

(カ) 主任介護支援専門員

エ 個人情報の取り扱い

対象となるケースの個人情報はすべて匿名化する。

(3) 地域課題を検討する地域ケア会議

ア 会議の開催

地域包括支援センターが主催し、必要に応じ隨時開催する。

イ 会議が有する機能

(ア) 地域課題発見機能

(イ) ネットワーク構築機能

(ウ) 地域づくり・資源開発機能

#### ウ 会議の構成員

地域包括支援センターは、以下に掲げる関係者、関係機関および関係団体のうち、日常生活圏域の地域課題の共有および解決策の検討に必要と判断する者を選定し招集する。

- (ア) 地域住民
  - (イ) 民生児童委員、町会関係者および在宅福祉委員等の支援者
  - (ウ) 高齢者関係機関
  - (エ) 医療関係機関
  - (オ) 民間事業所
  - (カ) 特定非営利活動法人（NPO 法人）およびボランティア団体
  - (キ) 行政機関
  - (ク) その他必要と認める者
- (4) 地域ケア全体会議

#### ア 会議の開催

市が主催し、必要に応じ隨時開催する。

#### イ 会議が有する機能

- (ア) ネットワーク構築機能
- (イ) 地域づくり・資源開発機能
- (ウ) 政策形成機能

#### ウ 会議の構成員

市は、以下に掲げる関係機関および関係団体のうち、市全域に共通する地域課題の共有および解決策の検討に必要と判断する者を選定し招集する。

- (ア) 地域関係者
- (イ) 高齢者関係機関
- (ウ) 医療関係機関
- (エ) 地域包括支援センター
- (オ) 行政機関
- (カ) その他必要と認める者

2 前条第1項第5号に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、別に定

める。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別紙

### 地域ケア会議における個人情報の取り扱い基準

#### (目的)

第1条 この基準は、函館市地域ケア会議推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条第1項第1号エにおける個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定め、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この基準の適用を受ける者は、函館市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を実施する函館市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）および地域ケア会議に携わる者とする。

2 この基準において地域ケア会議に携わる者とは、実施要綱第5条第1項第1号ウに掲げる会議の構成員をいう。

#### (一般制限)

第3条 地域ケア会議における個人情報の取り扱いは、実施要綱第2条の規定における地域ケア会議の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

#### (収集の制限)

第4条 地域包括支援センターが個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。

2 次の各号のいずれにも該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

（1）市民福祉の向上、生活環境の整備等を図る目的で地域ケア会議を開催する場合

（2）地域ケア会議の参集者が、支援に関わる関係者に限定される場合

#### (個人情報の匿名化)

第5条 地域包括支援センターは、第4条の規定に該当しない場合、個人情報を匿名化したうえで地域ケア会議を開催しなければならない。

(目的外利用および外部提供)

第6条 地域包括支援センターは、高齢者およびその家族が有する課題の解決に向けた支援内容の検討を行うという収集の目的の範囲を超えて個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 地域包括支援センターは、高齢者およびその家族が有する課題の解決に向けた支援内容の検討を行うという収集の目的の範囲を超えて他の参加者に個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

(利用期間終了後の返還または抹消の義務)

第7条 地域包括支援センターは、地域ケア会議終了後、会議において提供された個人情報が記録された資料を回収しなければならない。

(地域ケア会議に携わる者の責務)

第8条 地域包括支援センターは、地域ケア会議に携わる者に、個人情報の保護に関する函館市の施策に協力する旨の宣誓書（別記様式1）を提出させなければならない。

## 別記様式1

### 宣誓書

私は、個人情報の保護に関する函館市の施策に協力するとともに、  
年　月　日実施の地域ケア会議において知り得た個人情報について、下記のとおり取扱うことを固く誓います。

#### 記

(秘密保持の義務)

1 地域ケア会議（以下「会議」という。）において知り得た個人情報を他に漏らしません。

(目的外利用の禁止)

2 会議において知り得た個人情報を、会議以外の目的に使用しません。

(外部提供の禁止)

3 会議において知り得た個人情報を、第三者へ提供しません。

(複写および複製の禁止)

4 会議において提供された、個人情報が記録された資料を複写および複製しません。

(利用期間の終了後の返還または抹消の義務)

5 会議終了後、提供された個人情報が記録された資料を返還します。

(事故についての報告義務)

6 会議において知り得た個人情報を漏らす等の事故が発生した場合、速やかに地域包括支援センターに報告します。

(損害賠償の義務)

7 故意又は過失により個人情報を漏らしたときは、それによって生じた損害を賠償します。

年　月　日

所属機関又は団体

住　　所

氏　　名